

熊本県障がい者優先調達推進方針 新旧対照表

新	旧
<u>令和7年度(2025年度)</u>熊本県障がい者優先調達推進方針 <u>令和7年(2025年)</u>4月1日制定 1 趣旨 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、<u>令和7年度(2025年度)</u>熊本県障がい者優先調達推進方針(以下「方針」という。)を定める。 2～4（略） 5 調達の対象品目 (1)（略） (2) 役務 ア～エ（略） <u>オ 電子化作業</u> <u>カ</u>（略） 6 調達の推進方法 (1)～(6)（略） 7（略）	令和6年度(2024年度)熊本県障がい者優先調達推進方針 令和6年(2024年)4月1日制定 1 趣旨 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、令和6年度(2024年度)熊本県障がい者優先調達推進方針(以下「方針」という。)を定める。 2～4（略） 5 調達の対象品目 (1)（略） (2) 役務 ア～エ（略） <u>オ</u>（略） 6 調達の推進方法 (1)～(6)（略） 7（略）

8 調達の目標

令和7年度(2025年度)においては、前年度実績額を上回ることを目標とし、全ての所属で調達に努めるものとする。

9 (略)

8 調達の目標

令和6年度(2024年度)においては、前年度実績額を上回ることを目標とし、全ての所属で調達に努めるものとする。

9 (略)